

# 申立書(求職活動)

※在園時用

日立市長 殿

保育園等の入園(認定)継続申請をするに当たり、以下のとおり申し立てます。  
下記【注意事項】に記載されている期限内に就労し、就労証明書を提出しますので、入園継続(認定)を希望します。  
もし、下記【注意事項】に記載されている期限内に就労できない場合には、保育の実施を解除(退園)されても異議を申し立てません。

申立日 令和 年 月 日

申立人	住所	
	氏名	

求職活動の状況については、次のとおりです。(□欄にチェックし、必要事項を記入してください)

現在の活動状況	<input type="checkbox"/> 公共職業安定所(ハローワーク)に通い、面接や採用試験を受けている(予定含む)
	<input type="checkbox"/> 新聞・インターネット等で求人情報を検索し、面接や採用試験を受けている(予定含む)
	<input type="checkbox"/> 就職斡旋機関に登録し、面接や採用試験を受けている(予定含む) ※登録機関の名称( )

【注意事項】の記載内容を確認しました。

署名

## 【 注 意 事 項 】

- 求職活動を事由に「保育認定(2号認定・3号認定)」又は「施設等利用給付認定(新2号認定・新3号認定)」を受けるには、公共職業安定所(ハローワーク)での活動、面接のための企業訪問など、継続的(定期的)に外出し、活動している(活動予定である)ことが条件となります。  
よって、毎月の求職活動状況報告書を提出していただき、活動状況の確認を行います。継続的(定期的)な活動状況が確認できない場合には、認定を取り消すことがあります。

### < 求職活動状況報告書の提出期限 >

毎月、求職活動をした月の翌月10日(土・日曜、祝日、休日の場合はその前日)までに求職活動報告書を提出してください。

- 退職後に保育園等に入園継続する場合又は施設等利用給付の認定を受ける場合は、次の期間内に就労証明書を提出してください。また、認定終了日の翌日までに就労開始することが必要です。  
提出又は就労開始できない場合は、認定証の有効期間(退職日の翌日から起算して2か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで)をもって退園(認定終了)となりますので、あらかじめご了承ください。

### < 就労証明書の提出期限 >

退職日の翌日(又は施設等利用給付の認定開始日)から起算して翌々月15日まで

(例:3月31日退職の場合は、翌々月の6月15日まで)

※土曜、日曜、祝日の場合はその前日まで

- 認定が期間満了(退園)となる場合で、再度、保育を希望される場合は、新規申請が必要となります。  
※新規申請受付後は、利用調整によって入園の可否を決定するため、必ず入園のご案内が出来るものではありません。  
申込期限については、「日立市ホームページ」又は「保育サービスのご案内(冊子)」をご参照ください。

児童氏名	利用施設名	申込・入園の状況
		<input type="checkbox"/> 申込中
		<input checked="" type="checkbox"/> 入園中